

別表（第3条関係）

◎個別周遊（タクシー）

区分	補助対象事業	必要書類	補助金額	補助金の 限度額
酒蔵訪問	鹿島市内にある次の自社製造酒蔵5軒のうち1軒以上を訪問し、酒蔵見学や土産品購入が可能なツアー等 矢野酒造、馬場酒造場、幸姫酒造、富久千代酒造、光武酒造場（肥前屋含む）	別に定める利用証明書（様式第7号）	タクシー代に相当する額1台当たり （普通車タクシー） 上限30,000円	2台まで （普通車タクシー） 60,000円
食事利用	鹿島市内の飲食店、土産品購入（道の駅鹿島・祐徳門前商店街等）、宿泊及び有料体験施設（道の駅鹿島、誕生院等）等の観光消費を伴う施設において、1人当たり（未就学児は除外）2,000円（税別）の消費を行うツアー等	別に定める利用証明書（様式第7号）又は領収書等（1人当たりの単価が分かるもの）の写し	（ジャンボタクシー） 上限40,000円	（ジャンボタクシー） 80,000円
宿泊				
市内観光施設等				

備考 ①市内での滞在時間が2時間以上であること。

②事業計画書提出日から6月以内に催行され、補助金の交付の決定に係る年度の3月31日までに催行したものであること。

③旅行者等において新型コロナウイルス感染症対策を講じたものであること。

④個別周遊はタクシーを使用した鹿島市内の周遊であり、市外在住者の観光による周遊であること。

⑤その他の補助金の交付を受けていないこと。